

令和元年度10月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和元年10月10日（木）

召集場所 西伯郡伯耆町溝口652番地1 溝口公民館3階大会議室

出席者 農業委員6名、最適化推進委員11名

事務局2名

1 開会宣言	午前 9時30分
事務局	これより令和元年度第7回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>令和の7回目の定例会を開催しましたところ、天気も良く大変忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>9月には日本列島の近くの方を5つの台風が上陸したり、通過したりしまして被害のあったところもありまして、大変でしたが、10月になってもその気配がやみませんで、土曜日・日曜日にまた大型の台風が日本に接近てきて、関東方面に上陸するというような予報も出ています。</p> <p>幸い、鳥取の方はさほど被害が無くて済んでいますが、ちょうど今、『きぬむすめ』の刈入れ時ですので、大変心配ですが、雨風が吹かなければいいのだがなあと思うところです。</p> <p>令和元年の水稻につきましても、『ひとめぼれ』『コシヒカリ』『星空舞』につきましては、あらかた収穫が出来たのではないかと思っています。収穫量も昨年と比べまして、ほぼいっしょか、多少良いくらいで推移しているのではないかと思っています。</p> <p>もう残り少なくなりまして、『きぬむすめ』『飼料稻』の収穫が終われば、今年も大体終わるのではないかと思っています。</p> <p>皆さんのご協力と担い手さんの努力によって、何事もなく終了することを希望しています。</p> <p>体調に気を付けて、最後の仕事に励んでいただきますことをお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきたいと思います。</p>
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、4番 畑委員・7番 加川委員にお願いします。
4 報告事項	<p>【報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】</p> <p>【報告第15号 公共工事の施工に伴う付帯設備に係る農地転用報告書について】</p> <p>車議長 報告第14号・第15号の報告を一括して事務局より報告をお願いします。</p> <p>事務局 報告書第14号の朗読 まず訂正をお願いいたします。こちらの貸人と借人の方の名前が逆になっていまして、貸されている方が森田さんで、借りておられる方が西村さんです。 場所につきましては、岩立の1142番地です。ねぎを作付されるということで借りられたのですが、土質がねぎに合わないということで、合意解約となっています。 面積としては、1,893m²です。</p> <p>事務局 続きまして、報告書第15号の朗読 これは県の発注のもと、砂防工事ということで、有限会社いけもとさんが工事発注とい</p>

	<p>うことです。こちらの方も訂正がありまして、期間が令和2年9月からとなっていますが、令和元年9月からの誤りです。</p> <p>3月に工事が終わりました段階で、復元して地権者に確認をいただき、元の通り返すということで計画はされています。</p> <p>場所としては、二部小学校の後ろのあたりの農道に面している土地となっています。それのところを一部借地して、工事用道路ということで申請が出ています。</p> <p>面積は、5,518m²となっています。</p> <p>以上です。</p>
車議長	<p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>皆様の方から何かご質問はございますか。</p>
車議長	ないようですので、報告第14号と第15号、報告させていただきます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
車議長	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくお願ひします。
事務局	<p>議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請の審議です。</p> <p>場所は谷川、筆数としましては6筆、今は米子に住んでおられます、もともとは谷川におられた木島峰子さんの方が、篠田晴郎さんの方に畠地を貸されるということで、場所は地図を付けておりますが、谷川のお寺の前の方の土地ということで、連なった一団の土地となっています。この近くに篠田さんのサイレージを置いておかれたりとか、牧草等の管理をされるのではないかと考えています。</p> <p>面積的には、1,259m²となっています。</p> <p>以上です。</p>
車議長	本日、農業委員の赤井委員さんが欠席ですので、推進委員の井上委員の方から説明の方、よろしくお願ひします。
井上委員	<p>さきほど事務局の方から、譲渡人の木島峰子さんのことについて話がありましたとおり、米子の方に出ておられて、こちらの方には誰もおられないということで、投げておけば、畠が荒れてしまって、耕作放棄地になってしまいうようなことがあって、隣の方に譲受人の篠田晴郎さんという方がおられます。この方は和牛をたくさん飼っておられまして、牧草地が必要としておられます。隣に畠もありますし、田んぼもあるというような状況があって、この方が貰われるということで、贈与ということで話がついたようです。</p> <p>したがいまして、何ら差支えないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひします。ちなみに、10月2日午前9時に赤井・中村・井上、事務局2名で、現地確認をしています。本人さんも出てきて確認をされておられます。</p> <p>以上です。</p>
車議長	中村委員さんの方から、何か補足説明は、ありますか。
中村委員	私は親戚ですので、控えさせていただきます。
車議長	説明の方、終わりました。何か皆様方の方からご意見・ご質問等ありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただきます。

車議長	議案第24号につきまして、承認される方の举手をお願いします。
車議長	議案第24号は、举手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	議案第25号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第25号 農地法の非適用に係る証明願の審議です。</p> <p>まず1番ですが、図面の方にありますように、木嶋動物病院の向かいの方にあります三角の土地を鳥取県が所有していました、この間みた時も、現況がセイタカアワダチソウがかなり生えているような所となっています。そもそも鳥取県が所有している土地なので、非農地であろうということで現地を見てきたところです。</p> <p>もう1点、2番目の谷川ですが、これはさきほど申請がありました木島さんの方が、さきほど3条の方で申請がありましたところの近くの方に、原野とか山林になっている台帳地目が畑というのを持っておられるようで、そちらの方を現地確認しまして、現況としては、もう農地ではない、山林とか原野になっているということで、確認をしてきたところです。筆としては、3筆です。</p> <p>以上です。</p>
車議長	では、1番の方から審議をお願いします。影山委員さん説明をお願いします。
影山委員	<p>今事務局から説明がありましたが、10月2日に事務局2名と、中曾委員さん・宅野委員さんと妹尾委員さんは欠席でしたが、現地の方確認をいたしました。</p> <p>現況は、セイタカアワダチソウがすごく生えていまして、鳥取県の所有ということですので、何ら異議はないのではないかということで、確認をさせていただきましたので、審議のほど、よろしくお願いいいたします。</p>
車議長	中曾委員さん、何か補足説明は、ありますか。
中曾委員	影山委員と同意見です。
車議長	宅野委員さん、何か補足説明は、ありますか。
宅野委員	影山委員さんが説明されたとおりです。審議のほどよろしくお願いいいたします。
車議長	説明の方終わりました。1番につきまして、何かご意見・ご質問等は、ありますか。
畠委員	事務局の方にお尋ねしたいのですが、これは鳥取県の所有ということですけど、雑種地ということで近隣に迷惑がかかる場合、鳥取県の方に言えば、草刈りとか管理はしていただけるのでしょうか。
事務局	<p>隣接は農地があるので、鳥取県の方がずっと管理はしておられるのですが、ちょうど現地確認を行った時は、セイタカアワダチソウがいっぱい生えていたというところです。</p> <p>ここを農地以外にしたら管理をしないということではいけないということは、話をしておこうと思います。</p> <p>実際草刈りはしておられるようなのですが、見に行った時には、いっぱい生えていたということです。</p>
畠委員	<p>今年行った時には刈ってなかったということです。</p> <p>近隣にちょっと迷惑がかかる場合は、そちらの方に言えば、管理をしてもらえるのか、そのへんの連絡先というのは、町の方に問い合わせれば、教えていただけるわけですね。</p>

事務局	はい。
畠委員	わかりました。
車議長	ほかには、質問ありませんか。
加川委員	ここに将来何か建物が何かをたてるというような考えはないのでしょうか。
事務局	今後、有効活用を検討したいということで、申請の理由は何かされる予定ですかと問い合わせたのですけど、まだ決まってはいないが、畠とかのままだとなかなか使いづらいということもあって、鳥取県が持っているというのもおかしな話なのですが。具体的な計画は、今のところないようです。
影山委員	何か建物を建てるといつても、三角の土地だから建たないのでないか。
井上委員	隣の人が、買ったらしいのでは?
畠委員	隣は、長尾さんです。
事務局	隣は、米ですね。
畠委員	作っているのは、WCSか。
事務局	まだ残っているので、WCSか何かだと思います。
車議長	質問の件につきましては、有効的に使おうかということのようです。
車議長	ほかには、質問ありませんか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	議案第25号の1につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第25号の1は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	続きまして議案第25号の2、推進委員の井上委員さん、説明をお願いします。
井上委員	<p>この土地につきまして、10月2日に赤井委員さん・中村委員さん・井上と事務局2名で、午前9時に立ち会いをして、現地確認いたしました。</p> <p>ここに上がっています3筆につきましては、以前に耕作放棄地の現地を農地パトロールで確認をした際に、ここも荒れていましたので、書類的にはB判定ということで、今まで上げていました。</p> <p>B判定というのは、もう農地に復旧することが出来ないというような件ですので、したがってこれが出てきまして、非農地の手続きがされたということであれば、農地の放棄地が減るということになります。</p> <p>したがいまして、管理する人もいないというような状況ですから、やはりそのように処置した方がいいと以前から思っていましたところ、申請が出てきましたので、もう手を挙げて、賛成をするということです。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
車議長	説明の方終わりました。議案第25号の2につきまして、何かご意見・ご質問等はありますか。
加川委員	<p>非適用はいいのですが、今後の管理等は、どのようにされるのでしょうか。</p> <p>本人は米子市に住んでおられるわけですが、荒れているところから、墓石の方に蔓が伸びてきて毎年集落の人が刈っておられるのですが、何とかそこを本人に管理してもらうように話はしているのですが、こういうところもどんどんそういうふうになっていくのではないか。</p> <p>他の方に迷惑がかからないように、本人さんにきちんと何とか管理の方もしていただく</p>

	ようによく出來ないでしょか。
事務局	<p>2筆くらいは、隣接の方に上げられる予定にしておられます。ただ法面のところは、ちょっと話は聞いていませんので、そちらはなかなか人がいないのかも知れません。</p> <p>昔は現地を見てきましたが、法面のちょっと下になるい所があって、畠だったのかなと思われる程度のところでしたので、なかなかそこを隣接の方が、地番16のところですが、法面になっていて、ちょっとの平たいところなので、水路があつて反対側の方にまた蔓が伸びてきたり、そちらの下の方にはまだ農地がありますので、そのへんの所は、誰か貰ってくれる人がいるのかどうかは、まだ話は聞いていません。</p> <p>お寺の横といいますか、区画がされていまして、ある程度は譲り先もいくらかは見えているという話だというように聞いています。</p>
井上委員	<p>番地で言えば、図面を見ていただきたいのですが、953番地につきましては、ここは山林のところにありますて、ここは人に貸しておられます。蜜蜂を飼いたいという方がおられますので、普通に貸したいということです。</p> <p>それと、934-3番地の件ですが、これにつきましては、ここが現在雑種地と言いますか、埋め立てになっていまして、近くの人に上げるというような話をしておられました。</p> <p>それともうひとつ、小さな16番という所につきましては、ちょうど崖のすぐ上方というような所で、この畠についてはそのままになると思います。多分ここは荒れている所ではないかと思われます。</p> <p>そういうような状況の所ですので、管理もなかなか難しいというようなところだと思います。</p> <p>前、日野川はこの辺りを流れています、河岸段丘と言いますが、崖みたいになっている所のちょっと上の辺です。そのへんについては、隣に迷惑をかけないのではないかと思われますので、そのへんご了承いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
車議長	今、井上委員さんの方からそういう土地の事情を説明していただきました。 他には、何かご意見ありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	議案第25号の2につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第25号の2は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	議案第26号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第26号 農用地利用集積計画の審議です。</p> <p>今回は、利用権の設定を受ける方が3名、利用権の設定をする方が4名となっています。詳細につきましては、後ろの方に添付しておりますので、確認をお願いいたします。</p>
車議長	事務局の方からの説明が終わりました。順次ご質問をよろしくお願いします。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	議案第26号につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第26号は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	本日の議案は、以上です。

6 その他	
車議長	事務局の方から、何がありますか。
事務局	<p>定例会終了後、広報委員会がありますので、広報委員さんは残って下さい。</p> <p>来月定例会後に、農地部会を行ないたいと思いますので、またご案内を入れさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局からは、以上です。</p>
車議長	皆様の方で、その他で何かありませんか。
福島委員	<p>さきほど鳥取県の土地の有り方というのが出てきましたけど、私の方の部落には、鳥取県の所有する宅地というか、原野があります。それは、本当は田んぼでないといけないと思うのですが、鳥取県の方が対応してくれませんので、山になりつつあります。</p> <p>部落が何年か前に、鳥取県に言ったところが、泣く泣く鳥取県も下草を刈ってくれましたけど、それ以来は何年もまた鳥取県も投げっぱなしです。</p> <p>だいたい鳥取県の対応といったら、1年に1回くらいはそういう所は刈ってくれないといけないと思うのですが、うるさく言った方が良いのでしょうか。</p> <p>それとも産業課に言って、対応の仕方を考えた方がいいのでしょうか。</p> <p>ちょっと事務局聞いておいて、対応しようと思いますが、そこが山になっているために、イノシシが結構出でます。そこで遊んでまわっているのですが、部落の方で刈ってくれということになれば、少しのお金でも貰えれば、部落の何人かが出て、ちょっとした飲み代でも貰えれば、刈りやすいと思うのですが、刈ってくれなければそういう対応もあると思うのですが。</p>
事務局	<p>原則的に言うと、鳥取県の方の対応になると思いますので、そうすると町の方から言うよりは、地元の方から言われた方が効果はあるのかなとは思います。</p> <p>ただ一緒になって話をするのがいいのではないかと思います。</p> <p>鳥取県の名義にしていて、地目を変えるというのは、なかなか例がありません。</p> <p>道路などでもなかなか地目は変えないというのがあるのですけど、どうして今回は変えられるのかなというのが、さっき質問もあったように、事務局でも思ったところです。</p> <p>有効活用と言われても、何なのかとは思います。</p>
車議長	<p>来月の第8回目の定例会は、11月11日月曜日午前9時30分から、開催したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、以上で閉会いたします。</p>
7 閉会	午前10時10分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

4番 火田 勲夫

7番 カロリ 賢明